

# 豊島区人と動物の共生会議 提言書

～人と動物が共生できる地域社会づくりのために～

平成19(2007)年3月

豊島区人と動物の共生会議

## 目 次

はじめに	1
第1 動物飼育の現状	2
1．増え続けるペットの飼育数	
2．動物飼育に関連した意識の変化	
3．動物飼育の現状	
4．豊島区の対策の現状	
第2 人と動物が共生できる地域社会	5
1．動物愛護教育の充実	
2．集合住宅における環境の整備	
3．災害時のペット対策	
第3 当面の課題	6
1．犬に関する問題点	
2．猫に関する問題点	
第4 提言	8
1．適正な飼養、飼育マナー、基本的なしつけなどの啓発	
2．人と犬が共に憩える公共スペースづくり	
3．未登録・未接種犬の飼い主への勧奨	
4．飼い主のいない猫対策の推進	
第5 今後の方向	1.1
用語の定義	1.2
資料 共生会議名簿・会議開催経過・設置要綱	1.3

## はじめに

犬や猫にまつわる昔話や逸話はどこの国にも豊富に見られます。それは、これらの動物が人類への奉仕者として友人としてお互いに恩恵を分かち合ってきたことの表れだと思います。

陽だまりで居眠りをしている子猫に触れてみたい、庭先を駆けずり回る子犬を抱き上げたい、という気持ちは万人共通の感覚でしょう。これまでは、町に猫が見られることが豊かな社会（自然）と平和の象徴といわれてきましたが、近年では人々に逆の感覚で受け止められることが多くなりました。

犬や外猫によって生活が脅かされたり住環境を汚染されるといって、犬や猫を疎ましく思い、苦痛になったりする人が、行政に苦情や相談を持ち込むことが多くなったという悲しむべき現象が起きています。

このような中で、子どもたちに「命の尊厳」や「いたわりや思いやりの心」を学ばせたいと願うと同時に、動物をめぐる問題は、平穏な地域社会を守るために地域ぐるみで考えていかなければならない大きな課題となりました。

平成18年7月から「豊島区人と動物の共生会議」と称して、区とこの問題に関心の高い人たちで、具体的対策について10数回の会合を重ね検討してきました。

出席した各々のメンバーが英知と経験を結集し精力的に議論を行った結果、当面の対策として、ここに提言をまとめることが出来ました。その過程で、今後引き続き取り組まなければならない課題も見えてきました。

今回、この提言を区全体に発信し、実践へのご協力をお願いすると同時に、さらに地域の人たちの協力を得て有効な対策の実現を図るべく努力したいと思いますので、今後ともよろしくご指導とご協力をお願い申し上げます。

豊島区人と動物の共生会議

座長 尾上 多喜雄

## 第1 動物飼育の現状

### 1. 増え続けるペットの飼育数

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録<sup>(1)</sup>が義務付けられています。昭和55年度の犬の登録数は、全国で約318万頭、東京都で約21万頭でした。これに対し、平成17年度は、全国では約670万頭、東京都では約41万頭と、25年間で全国、東京都ともに約2倍に増加しています。

豊島区でも増加傾向にあり、平成元年度の登録数(鑑札交付数)4,053頭に対し、平成18年12月末現在の登録数は約1.5倍の6,136頭となっています。なお、ペットフード工業会の調査によれば、畜犬登録をしないまま飼育している世帯も多いため、実際にはその2倍の頭数が飼育されていると考えられます。

また、猫については登録制度がありませんが、東京都が平成10年度に行った「東京都における猫の飼育実態調査」によると、都内には約116万頭の猫が飼育又は生息していると推計されています。また、ペットフード工業会の調査では、全国の猫の飼育頭数を平成6年度で718万頭、平成17年度が約1,200万頭と推定しており、ペットブームを背景に、犬と同様に大幅に増えていることが推測できます。

### 2. 飼い主の意識の変化

かつては犬を飼い始める動機として「防犯のため」という世帯が多くありましたが、近年は犬を「家族の一員」と考える世帯が大多数を占めるようになってきています。

あなたにとって、犬の存在		あなたにとって、猫の存在	
家族の一員のような存在	77.4%	家族の一員のような存在	76.2%
防犯のため	32.1%	子どものような存在	21.4%
子どものような存在	23.7%	かけがえのない存在	16.7%
かけがえのない存在	17.8%	愛玩動物	13.5%

(株)日本リサーチセンター調べ 2004年10月全国ペット飼育意識調査より 複数回答)

こうした意識の変化を反映し、かつては「ペットの飼育を禁止する」という管理規約が多数を占めていたマンションでも、近年は一定のルールの下で飼育を認めるマンションが増えつつあります。

### 3. 動物飼育の現状

#### (1) 犬の飼育状況

ペットフード工業会が平成17年10月に実施した「第12回犬猫飼育率全国調

査」によれば、犬の飼育総数は1,307万頭、全世帯の19.4%で飼育しているという結果が出ています。全国の登録数は667万頭ですので、登録されている犬の数は、実際に飼育されている犬の数の約50%に過ぎないということになります。

これらの数値から豊島区内の飼育数を推計すると、豊島区内の犬の登録数は、平成18年12月末で6,136頭ですので、約12,000頭になります。(表-1参照)

一方、狂犬病予防法により飼い主には狂犬病の予防注射<sup>(2)</sup>が義務付けられていますが、平成17年度の接種率は78.1%に止まっています。わが国では昭和32年以来国内で犬による狂犬病の発生はありませんが、平成18年11月には、海外で咬まれた後、国内で発症・死亡した例が確認されています。

また、咬傷(こうしょう)事故の届出件数は、年間4件(平成17年度)前後で推移しています。東京都動物愛護相談センターによる犬の捕獲は9件(平成17年度)で、3分の2が飼い主に返還されています。

## (2) 猫の飼育状況

東京都が平成10年度に実施した猫の飼育実態調査を基に推計した豊島区の猫の生息数は23,100頭です。

猫には登録制がないため、区内の飼い猫の数としては推計値があるのみです。しかし、よりの確な普及・啓発活動を進めるためには、アンケート調査等により区内の飼い猫の実数を把握することが必要です。

こうした調査活動の実施により、町会・自治会などの地域組織とNPO等ボランティア団体の連携が強まり、外猫<sup>(3)</sup>の頭数抑制をすすめる「地域猫<sup>(4)</sup>」活動の普及・推進につながっていくことも期待できます。

## (3) 苦情・相談の状況

平成17年度に保健所に寄せられた苦情・相談の総数は758件で、そのうち犬に関するものが263件、猫に関するものが455件、その他(ヘビ・ハクビシン等)が40件となっています。動物に関する苦情・相談の件数はここ数年飛躍的に増加し、4年前と比較して全体で4.1倍に達しています。(表-2・図-1参照)

動物の種類別に見ると、犬に関して寄せられる苦情・相談件数の推移は過去3年間で約2倍に達し、その過半数が汚物汚水(糞尿の放置)と公園内でのノー・リード(放し飼い)が占めています。(表-2参照)このような問題の背景には、飼い主のモラルの欠如や、犬や猫の特性を理解した正しいしつけができないまま安易に飼い始めることなどが考えられます。

一方、猫に関する苦情・相談件数は、平成17年度が455件(汚物汚水(糞尿))

が156件)、過去4年間で7.3倍に達しています。(図-1参照)

現在、区に寄せられる猫の問題の多くは、飼い主の有無に関わらず、屋外にいる猫が原因です。この中には飼い猫と飼い主のいない猫<sup>(5)</sup>の双方が含まれていますが、飼い主のいない猫もそのルーツは捨て猫や外へ自由に出入りしていた飼い猫です。つまり、猫の問題を根本的に解決していくためには、猫の適正飼育の普及啓発が大変重要であるといえます。

外猫を減らすためには、飼い主が、猫の生態などを正しく理解し、終生飼養<sup>(6)</sup>・屋内飼育等の責務を果たすことが不可欠です。また、飼い主のいない猫についても、捕獲・収容という対応ではなく、地域全体で正しい飼い方の普及や繁殖制限などの取り組みを推進していく方向が望まれます。

#### 4. 豊島区の対策の現状

##### (1) 普及啓発活動

広報「としま」、区ホームページ等を通じたマナー啓発及びペットの適正飼養<sup>(7)</sup>に関する情報提供を行っています。

また、個別の飼い主に対する活動として、NPOの協力を得て毎月保健所で「犬のしつけ相談」を開催しているほか、年に1回、インストラクター(1級愛玩動物飼養管理士)による「犬のしつけ教室」も開催しています。

##### (2) 苦情・相談への対応

動物に関する苦情・要望・相談については、「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。）」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」、「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」に基づき、訪問指導や注意文書の送付などにより、適正飼養について指導・助言を行うほか、プレート掲示による警告などを行っています。

また、犬に関する苦情等のうち、繫留されていない犬に関するものについては、東京都動物愛護相談センターと連携し、捕獲・収容措置をとっています。しかし、糞尿の後始末や放し飼い、鳴き声など飼育マナーに関わるものについては、法的な強制力がないため、根本的な解決に至らない場合も多く、大きな課題となっています。

##### (3) 狂犬病等の予防

狂犬病については、予防接種率の向上を目的として、東京都獣医師会豊島支部の協力により法令等に基づく狂犬病予防定期集合注射事業を行っています。その他、「鳥インフルエンザ」等の人と動物の共通感染症については、時宜をとらえて広報「としま」や区ホームページによる啓発活動を行っています。

## 第2 人と動物が共生できる地域社会

昨今の複雑化する近隣関係を反映し、区に寄せられる動物に関する苦情・相談は漸増する傾向にあります。これは、直接当事者が対話して問題の解決にあたることが少なく、区に対する「苦情・相談」という形で現れることが多いからです。

そのため区には、人と動物の共生を図るため地域で話し合いの場を設け、動物を好きな人と嫌いな人、双方に対する働きかけを進める等地域全体の関心を高め理解を広げる役割が求められます。

### 1. 動物愛護教育の充実

- 学校教育や町会・自治会への出前講座<sup>(8)</sup>などを通じた動物愛護教育

動物に対する関心や意識は幼児期から芽生え、急速に成長することから、この時期からの適切な動物愛護教育が最も重要です。しかし、家庭における動物愛護教育だけで動物愛護の心を育てていくことは難しい面があります。このため、幼児期から小学校の教育課程の中で、動物との触れあいを通じ「命の尊厳・優しさ・思いやり」を理解させる取り組みを進めることが必要です。

また、必要に応じて町会・自治会の催しでの出前講座など、様々な機会をとらえて動物愛護教育を進めることが求められます。

### 2. 集合住宅における環境の整備

- 集合住宅でのルールづくりの支援

豊島区の特異性の一つに、緑被率が低く公園などの公開空地が少ないことがあげられます。そのため、住宅密集地域が多く、集合住宅における動物に関する問題も多く発生しています。

平成16年に中央区が行ったアンケート調査では、回答数のうちペットの飼育を認めているマンションは41%であるのに対し、実態として65%のマンションでペットが飼育されているということが明らかになっています。

集合住宅において人と動物との共生を図るためには、一定のルールを定めてそれをお互いに守っていくことが必要です。

そのため、国土交通省が示している「マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント」などを参考にしたルールづくりを支援することが求められています。

### 3. 災害時のペット対策

- 大地震など災害時の同行避難

大規模災害時には学校の体育館等の救援センター等での生活を余儀なくさ

れます。救援センター等の環境の中で、動物と共に避難所生活を送るためには様々な準備が必要です。他の避難者とペットが快適に過ごせるよう餌の備蓄はもちろん、ペットを収容できるケージや大型犬の場合は口輪の準備など、飼い主が災害時を想定して自らの責任において準備をすることが重要です。

- 獣医師・ペットショップ等との連携

救援センター等での動物の健康管理等については、専門的な立場からの指導・助言及び負傷動物の救護・医薬品の提供に関する協定の締結等、獣医師との連携について検討を加えることが必要です。

また、餌等の物資提供について、ペットショップ等との協定を検討することも大切です。

### 第3 当面の課題

飼い主のモラル不足に加え、正しいしつけができないまま犬や猫を飼い始める人や、「野良猫」に餌を与えるだけの人が増えた結果、糞尿の放置や公園でのノー・リード犬によるトラブルが増加しています。

また、高病原性鳥インフルエンザや、ウエストナイル熱等の新型感染症への警戒感も強まっており、改めて人と動物の共通感染症の発生予防対策を強化することが求められています。

こうした問題の解決のためには、動物の種類ごとにきめ細かな対応策を講じることが必要ですが、本提言では喫緊の対応が必要な、犬と猫に絞って問題点を整理することとしました。

#### 1. 犬に関する問題点

犬の特性を理解せずに飼い始める人の増加に伴い、排便・排尿などについてきちんとしたしつけをされていない犬が増えています。散歩中にやむを得ず道路上などで排泄を行った場合でも、きちんと片づけをしないまま立ち去る例や、公園で「放し飼い」にする例も多くあります。

また、昭和32年以降国内では狂犬病の感染がないことから、狂犬病に対する危機感が薄れてきており、法律で定められている犬の登録や狂犬病予防注射の接種を行わない

飼い主も多く存在しています。

人と動物が共生できる地域社会の実現のためには、以下の課題に対する有効な対策が必要です。

- ( 1 ) 道路・公園等での糞尿の放置
- ( 2 ) 公園でのノー・リード犬の増加
- ( 3 ) 狂犬病予防注射接種率の向上

## 2. 猫に関する問題点

猫は、犬のように毎日散歩させる必要がないこともあり、安易に飼い始める飼い主が少なくありません。また、過去にはネズミ対策のために飼う家庭も多かったという経過もあり、現在でも、家の内外を自由に出入りさせている例が見受けられます。

また、終生飼養という飼い主の責務を自覚しないまま飼い始める人の中には、転居等の際、猫を置き去りにしていく例もあります。こうした状況に加え、ただ「可愛いから」という理由だけで、周辺の衛生環境や他人の生活を損なうような方法で餌やりをすることが、いわゆる「野良猫」が増加する結果を招いています。

先に東京都が発表した「東京都における動物管理行政のあり方について」においても、「飼い主意識の向上、ペット飼養可能な集合住宅の増加、屋内飼養や不妊去勢手術の普及、行政による終生飼養の指導等により、飼い主や拾得者からの引取りが減少してきた」と述べられていますが、平成17年度の実績でも、いまだに年間6,186頭が収容され、5,926頭が引取り手の見つからないまま致死処分されています。現在東京都では、平成24年度までに致死処分数を50%に半減させることを目標に「動物愛護推進総合基本計画」を進めており、豊島区でもこれに対応した計画の策定が求められます。

これまで豊島区では、動物愛護教育の場や、動物好きと動物嫌いの人が話し合う相互理解の場が少なかったことが問題の解決を阻む大きな要因でした。

今後は、これ以上「飼い主のいない猫」を増やさないため、相互理解の場を設け、以下の課題に対する有効な対策が必要です。

- ( 1 ) 道路・公園・個人の敷地等での糞尿の放置
- ( 2 ) 「飼い主のいない猫」の増加
- ( 3 ) 動物に対する理解不足

## 第4 提 言

人と動物が共生できる社会の実現のためには、幼児期からの動物愛護教育の推進による動物の特性の理解と、ペットの飼い主が責任を持って終生飼養を行うことが必要です。しかし現状はこれまで見てきたとおり、それらの課題が十分に達成されているとはいえません。

今後は、「第2 人と動物が共生できる地域社会」で指摘した、動物愛護教育の充実・集合住宅における環境の整備・災害時のペット対策など、人と動物が共生できるための環境づくりを進めると共に、犬と猫の飼い主等への対策に取り組むことが望まれます。

こうした考え方にに基づき、豊島区において今後取り組むべき犬猫対策の内容について、以下のとおり提言します。

### 提 言

- 1．適正な飼養、飼育マナー、基本的なしつけなどの普及啓発
- 2．人と犬が共に憩える公共スペースづくり
- 3．未登録・未接種犬の飼い主への勧奨
- 4．飼い主のいない猫対策の推進

### 提言1．適正な飼養、飼育マナー、基本的なしつけなどの普及啓発

犬の散歩時の糞・尿やいわゆる「無駄吠え」へのしつけには、飼い主が犬の特性を正しく理解することが必要です。特に飼う前に犬の習性を十分理解することが重要であることから、ペットショップでの啓発や犬を飼おうとする人を対象とした講習会の開催が求められます。現在池袋保健所で行っている「犬のしつけ教室」やNPOの協力を得て行っている「犬のしつけ相談」の内容を充実することが望まれます。また、NPOで実施している「わんわん祭り」などの場を活用した、飼い主へのマナー啓発活動の充実も求められます。

さらに、東京都動物愛護相談センターとの連携や、区内の公園で実施するなど受講しやすい環境の検討も必要です。

猫の飼い主に対しては、屋内飼育、身元表示、不妊去勢手術、終生飼養の徹底について、あらゆる機会をとらえて普及啓発していくことが求められます。

具体的には、

- ・パンフレットや冊子などの作成と配布
- ・広報やホームページなどの活用によるきめ細かな情報提供
- ・飼い主を対象とした講習会の開催

また、ウサギ、ハムスターなどの小動物に加え、最近は 八虫類等の輸入動物をペットとして飼う世帯も増えています。こうしたペットの多様化に伴い、これまで馴染みの少ない感染症の発生が危惧されます。

これらの飼い主に対しては、これらのペットに関する正しい知識の普及を進め、知識不足から起こる安易な飼育放棄を防止するとともに、東京都と連携した感染症に関する適切な情報提供などが必要です。

## 提言 2 . 人と犬が共に憩える公共スペースづくり

自然の少ない都市部では、利用者（人）とペット（犬）が共に憩える環境の整備が大きな課題となっています。

区に寄せられる苦情の多くに、公園での放し飼い（ノー・リード）の問題があります。豊島区では、引き綱（リード）を着けた犬に限り公園内への立入りを認めていますが、犬を放している飼い主が少なくありません。「自分の犬はきちんとしつけができてから大丈夫」と考えているようですが、放し飼いは法令違反であることを周知徹底することが必要です。

ノー・リード問題の解決のためには、単に「規制」を行うのではなく、きちんとリードを着用させることが、咬傷事故や飛び出し事故の防止につながることを飼い主に自覚させる必要があります。チラシや看板の設置などにより、飼い主のマナー向上に努め、人と犬が気持ちよく利用できる公園環境づくりを進めるべきです。

また今後は、リードを放して犬を自由に遊ばせることのできるスペースを検討すべきです。小さな子どもやお年寄りがゆったりと過ごせる環境と、犬の飼い主の「広々とした場所で、思いっきり遊ばせたい」という双方の希望に応えるためには、ドッグランの設置が理想的です。しかし、公園面積の少ない豊島区では、既存の公園での設置は困難です。このため、区内の遊休地を活用したドッグランの設置を検討することが望まれます。

## 提言 3 . 未登録・未接種犬の飼い主への勧奨

犬を飼い始める際には、飼い主に対し狂犬病予防法による登録・接種が義務

であることを確実に伝え、自覚を促す必要があります。このため、飼育の入り口であるペットショップや動物病院・診療所で、正確な知識の普及啓発や情報提供が特に重要です。

平成17年の動愛法改正により、動物取扱業者は登録制となり、動物取扱責任者の選任と研修が義務付けられました。

今後は、動物取扱業の登録を所管する東京都との連携を強め、飼い方・飼育マナーなどのパンフレットを作成し、ペットショップでペットの購入時に配布するほか、動愛法で定められた飼い主への動物の飼育方法等の説明に加え、畜犬登録が義務であることの周知徹底を促すなど、動物取扱業者にも積極的な協力を求める必要があります。

#### 提言4 . 「飼い主のいない猫」対策の推進

猫に関する問題を根本的に解決するためには、地域の外猫の頭数抑制を進めることが重要です。そのためには、それらの猫に餌を与えている人に対するマナー向上のための普及・啓発活動や、飼い主に対する終生飼養のPRをより一層強化すべきです。また、「地域猫」活動を奨励するとともに、不妊去勢手術費用を支援していくことが求められます。

実施にあたっては、様々な立場から飼い主のいない猫をめぐる意見交換を行い、相互理解を進めるため、地域ごとのフォーラムの開催等も検討すべきです。さらに、「地域猫」活動を実践している地域のグループと、町会・自治会など地域団体とのネットワーク化を進めながら活動地域の広がりを図り、区との協力体制の下に、地域で自主的に問題解決できるような体制づくりが望ましいと考えます。

## 第5 今後の方向

犬や猫をめぐる近隣トラブルの本質は、人間同士の問題です。今後、私たちが目指すものは、動物好きの人・動物嫌いの人を含めた区民全体が動物に対する理解と愛情を持ち、動物に関する問題を共に協力しながら解決していく地域社会です。

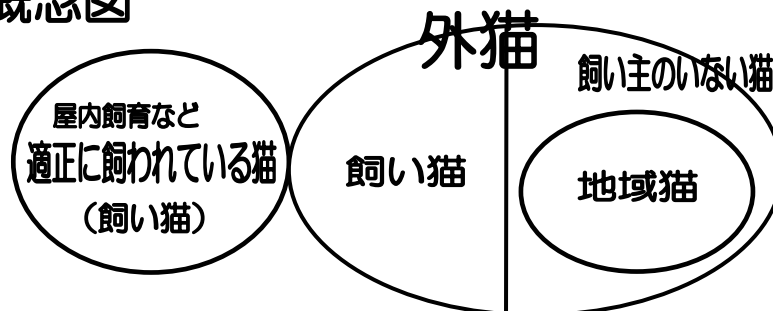
その実現のためには、飼い主一人ひとりが他人に迷惑をかけずに飼うことを心がけると共に、動物をめぐる問題を地域全体で話し合い、解決しようとする体制を築いていく必要があります。いずれも、長期にわたる取り組みが必要な課題です。このため私たちは、平成19年度以降も人と動物の共生について、さらに検討を深めていく必要があると考えます。

最後に「人と動物が共生できる地域社会」をキー・ワードとする施策の展開が、失われつつある地域社会のコミュニケーションを復活させ、相互の理解と信頼に裏打ちされた活力ある地域社会の実現の一助となるものと確信し提言とします。

## 用語の定義

- 1 狂犬病予防法に基づく登録（畜犬登録）  
狂犬病予防法第4条により、生後91日以上の子犬は、飼い始めてから30日以内に登録が義務付けられている。
- 2 狂犬病の予防注射  
狂犬病予防法第5条により、毎年1回義務付けられている狂犬病予防注射のこと。
- 3 外猫  
飼い主のいる・いないに関わらず、自由に戸外を往来している猫。
- 4 地域猫  
単なる「野良猫」ではなく、地域住民・ボランティア等の協力によって、管理・飼育されている「飼い主のいない猫」。
- 5 飼い主のいない猫  
いわゆる「野良猫」のうち、「地域猫」以外の飼い主のいない猫。
- 6 終生飼養  
飼養に先立ち、飼おうとする動物等の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断し、その動物等の一生に責任を持つこと。
- 7（猫の）適正飼養  
猫の特性を理解し、屋内飼育・所有者明示・不妊去勢手術・終生飼養などを行う近隣に配慮した飼い方。
- 8 出前講座  
町会・自治会等の団体が主催する学習会に、区の職員等を講師として派遣し、所管する事業や職務に関する専門知識について話をする事業。

## 概念図



(表 - 1 区内の犬の飼育数 [推計] )

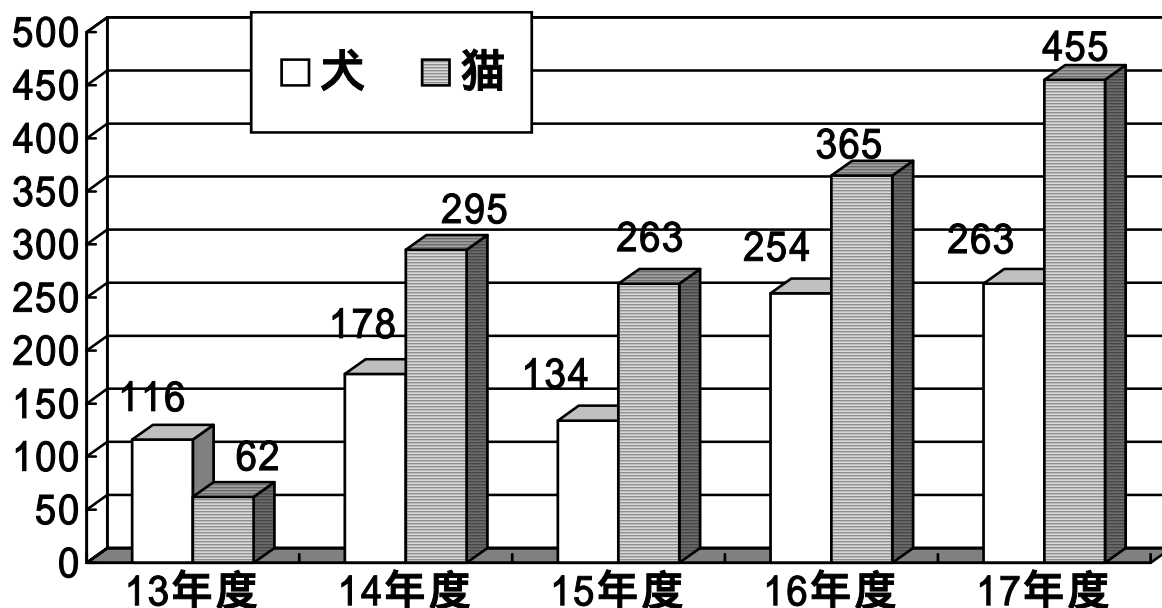
全国の畜犬登録数及び推計飼育頭数			
登録数	(平成17年度末 厚生労働省)	667 (万頭)	A
実飼育数	(平成17年10月 ペットフード工業会推計)	1,307 (万頭)	B
指数	(実際に飼育されている頭数の登録数に対する割合) $B \div A$	1.96	C
豊島区の畜犬登録数	(平成18年12月末)	6,136 (頭)	D
豊島区の推計飼育頭数	$C \times D$	12,030 (頭)	

(表 - 2 保健所に寄せられた苦情・相談)

区分 年度	犬の苦情						ねこの苦情					その他の苦情	合計
	総数	放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他		
13年度	116	11	65	17	16	7	62	33	20	1	8	4	182
14年度	178	14	75	3	11	75	295	73	24	9	189	8	481
15年度	134	21	58	0	28	27	263	79	32	1	151	5	402
16年度	254	14	147	2	23	68	365	158	24	3	180	41	660
17年度	263	5	204	4	12	38	455	156	12	6	281	40	758

(平成18年度版「豊島区の保健衛生」より)

( 図 - 1 苦情・相談件数の推移 )



( 表 - 3 犬に関する苦情・相談状況 )

	総数	保健所					公園緑地課	
		放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	放し飼い	その他
15年度	184	21	58	0	28	27	17	33
16年度	304	14	147	2	23	68	14	36
17年度	348	5	204	4	12	38	21	64
平均	279	13	136	2	21	44	17	44

区に寄せられる犬の苦情・相談は、主に保健所と公園緑地課で受けています。  
 保健所に寄せられる相談・苦情の分類中「その他」の代表的なものには「動物の死体処理」があります。また、公園緑地課の「その他」は、「公園内（特に砂場）での糞尿放置」と「夜間の吠え声や飼い主の話し声による騒音苦情」が多数を占めています。  
 (保健所部分 表 - 2再掲)

資料1 「人と動物の共生会議」委員名簿

氏名	役職名等	選任区分等
みしな たもつ	東京都獣医師会豊島支部 副支部長	獣医師会
三科 保		
たかはし としひろ	東京都獣医師会豊島支部 防災担当	獣医師会
高橋 利廣		
たなか こういちろう	池袋本町一丁目町会長 (11地区委員長)	町会連合会
田中 幸一郎		
おがみ たきお	東目白自治会長	町会連合会
尾上 多喜雄		
かわい みき	NPO法人 動物を愛する会理事長	NPO団体
川井 美季		
とだ ひろし	NPO法人 動物を愛する会副理事長	NPO団体
戸田 汎		
ありさわ せちえ		公募区民
有澤 世智恵		
ともざわ あきこ	都動物愛護推進員	公募区民・ 動物愛護推進員
友澤 昭子		
にしのはら さかえ	都動物愛護推進員	公募区民・ 動物愛護推進員
西ノ原 さか江		
さの いさお	池袋保健所生活衛生課長	区職員
佐野 功		

氏名の後の は作業部会員

## 資料2 会議開催経過

### 1. 全体会

回数	開催日	討 議 内 容
第1回	7月11日	顔合わせ・事務局から進め方の提起・資料配布
第2回	8月8日	会議の運営 猫に関する討議
第3回	9月4日	猫に関する討議 他自治体の状況等
第4回	10月2日	前回から引き続き猫に関する討議
第5回	11月6日	猫に関する討議 作業部会の設置
第6回	12月4日	犬に関する討議 豊島区の飼い犬の状況
第7回	1月9日	学習会 犬に関する討議 その他全般に関して
第8回	2月13日	動物に関する総論 提言(素案)について
第9回	3月7日	「提言」に関する最終まとめ
第10回	3月28日	高野区長へ「提言」手交・懇談

第7回の学習会は、新宿区から地域で活動をしている「北新宿地域猫の会」「新宿区保健所」から先進自治体の取り組みの報告・意見交換を実施。

### 2. 作業部会

第5回全体会で、「提言書」作成のための「作業部会」設置が承認された。

回数	開催日	討 議 内 容
第1回	11月22日	「提言」の骨子について 学習会の開催
第2回	12月15日	猫に関する「提言」のまとめ
第3回	1月15日	犬に関する「提言」のまとめ その他全般について
第4回	2月26日	「提言」全般の最終まとめ

### 資料3 「豊島区人と動物の共生会議設置要綱」(写)

平成18年7月5日  
部長決定

(目的)

第1条 区内の動物に関わる問題を解決するとともに、人と動物の共生に向けた対策を検討するため、「人と動物の共生会議」(以下「共生会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 共生会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物の管理と適正飼養に関すること。
- (2) 動物愛護の普及啓発に関すること。
- (3) 飼い主のいない猫に関すること。
- (4) その他動物に関すること

(構成)

第3条 共生会議の委員は、次に掲げる者15名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 区の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は選任の日から1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

(座長及び副座長)

第5条 共生会議に座長・副座長を置く。

2 共生会議は座長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

3 共生会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 運営の詳細は、共生会議において別に定める。

(庶務)

第6条 共生会議の庶務は、保健福祉部生活衛生課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

豊島区人と動物の共生会議 提言書

～人と動物が共生できる地域社会づくりのために～

平成19(2007)年3月

豊島区人と動物の共生会議

事務局：豊島区 保健福祉部 生活衛生課

電話：03-3987-4175